

## 住宅用火災警報器設置推進基本方針

平成 20 年 12 月 17 日  
住宅用火災警報器設置推進会議決定

### 1 趣旨

我が国の住宅火災における死者数は、平成 15 年以降 5 年連続して 1,000 人を超える高い水準で推移している。このうち、65 歳以上の高齢者が占める割合は約 6 割となっており、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念される状況にある。

このため、平成 16 年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警器」という。）の設置及び維持が義務付けられた。

既存住宅への住警器の設置及び維持の義務付けは、一部の地域においては既に適用され、平成 23 年 6 月までには全国展開されることになっているが、平成 20 年 6 月時点の推計では、普及率は約 36% であり、住警器の普及は十分には進んでいない状況である。

住警器の早期普及は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要な課題であり、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、国民運動的に取り組む必要がある。

このような状況にかんがみ、「住宅用火災警報器設置推進基本方針」を策定し、住警器の早期普及に向けた方策を総合的に推進する。

### 2 目標

既存住宅への住警器の設置及び維持の義務化が全国展開される平成 23 年 6 月までにすべての住宅に住警器を設置して、住宅火災による死者数を半減することを目指す。

### 3 基本方針

#### (1) 基本的な考え方

##### ア 地域社会に密着した取組の推進

住警器の設置対象となる住宅や地域社会の特性は様々であるため、国民運動的な住警器の設置推進を図るには、地域社会との連携が不可欠である。

これまでに住警器の普及に成功している地域では、消防署又は消防本部が消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の

地域社会に密着した推進主体（地域コミュニティ）と連携して取り組んでいるケースが多い。

古くから町全体に被害が広がるような大火を多く経験してきた我が国の地域社会においては、自分たちの町は自分たちで守るとの考えのもと、地域コミュニティが当該地域の防火対策の推進主体となる素地が形成されている。住警器の設置に関しても、このような地域コミュニティの主体と消防署又は消防本部・関係主体が相互に密接な連携を図り、当該地域の実情に応じて、地域社会に密着した取組を展開することを基本とする。

## イ 国民運動的な取組の推進

住警器の早期普及を強力に推進するため、全国・地域レベルのそれぞれの段階で、消防防災や住宅関係者のみならず、自治会、福祉・教育関係者、マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対しても、住警器の早期普及に係る取組への参加・協力を求め、社会全体の課題として国民運動的な取組の展開を図る。

## ウ 推進状況等の公表

各地域における住警器の早期普及の推進状況及び普及率を定期的に把握し、その結果を公表する。

また、把握した結果を用いて、普及が十分に進んでいない地域への重点化や、普及が進んだ地域の事例を他地域が導入するなど、効果的な施策展開に向けて対策の見直しを図る。

## （２）住警器の早期普及体制の整備

住警器の設置を推進するためには、消防署又は消防本部と消防団、婦人（女性）防火クラブなどの関係者が、当該地域の実情に応じて、地域社会に密着した取組を一体となって展開できるよう、相互の密接な連携を図ることが不可欠である。

このため、地域防災組織にとって身近な消防署又は消防本部を単位とした地域推進組織を地域ごとに整備する。地域推進組織において、当該地域における住警器義務化の時期に応じて段階的な地域目標を設定するとともに、個々の推進方策の内容に応じた地域関係者間の連携及び調整を図る。

また、当該地域の実情に即した推進方策を多方面から横断的に展開するため、当該地域における住警器設置推進に係る実施計画を策定する。

推進会議においても、各地域での住警器設置の取組が効率的かつ的確に図られるよう関係機関との調整を図り、地域推進組織と連携して全国的な取組として推進することとする。